

6 月初旬、「壺番屋創業者の会社 申告漏れ」という記事が新聞に掲載されました。会社が取得したバイオリン「ストラディバリウス」などが減価償却資産に当たらなかったとのことで、国税局の税務調査により減価償却費の計上方法の誤りが指摘されました。

そこで今回は改めて減価償却の概要を確認したいと思います。

○減価償却とは

「減価償却資産の取得に要した金額を一定の方法によって各年分の必要経費として配分していく手続き」

減価償却資産とは、一般的には時の経過によりその価値が減少していく、業務のために用いられる建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産です。

このような資産を取得する際に要した金額(原則 10 万円以上)は、取得した時に全額必要経費にすることはできず、使用可能期間の全期間にわたり分割して必要経費とすることになります。そのための手続きが減価償却ということなのです。

使用可能期間は財務省令の別表で「法定耐用年数」として定められており、取得金額の配分方法は平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産については、「定額法」や「定率法」など、平成 19 年 3 月 31 日以前は「旧定額法」や「旧定率法」などの償却方法となります。

なお平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物の償却方法は、旧定額法又は定額法のみ、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物の償却方法は、定額法となります。

	定額法	定率法
特徴	償却費の額が原則として毎年同額となる	償却費の額は初めの年ほど多く、年とともに減少する ただし、定率法の償却率により計算した償却額が「償却保証額」に満たなくなった年分以後は、毎年同額となる
計算方法	取得価額×定額法の償却率	未償却残高×定率法の償却率(「調整前償却額」という。) ただし、上記の金額が償却保証額に満たなくなった年分以後は次の算式による(毎年同額) 改定取得価額×改定償却率

償却方法の届出を行わない場合、法定の償却方法を用いることとなりますが、法人と個人では次のような違いがあります。(平成 28 年 4 月 1 日以後取得した償却資産について)

法人税：建物・建物附属設備・構築物は定額法、それ以外は定率法

所得税：すべて定額法

○今回の記事の問題点

今回会社が取得したストラディバリウスなどの楽器は、希少価値が高く製作より 200 年ほどが経った現在でも高額で取引されるため「時の経過により価値が減少する資産」に該当しないとされました。加えて美術品は取得価額が 1 点 100 万円を超える場合、原則として減価償却資産に該当しません。こうした点から本来は減価償却を行うことができない資産であるとされ、法人税申告漏れの指摘を受けたとのことなのです。

このように取得価額が 10 万円を超えた資産でも減価償却の対象にならないことがありますので、お気をつけください。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 336 回

平成から令和へと時代は変わってきています。

こうした経営環境変化のなかで日本に不足しているのは何かという事を考えると、「責任感」の無さ、「自分の国は自分で守る」という独立心の欠如ではないかと思います。それがひいては政府・親への「依頼心」として表れているのではないのでしょうか。

会社でもそうですが、やはり「闘争心」をたぎらせて企業経営に立ち向かう従業員を増やす事がほんとうに必要なだと思います。そして我々リーダーも闘争心をたぎらせ「独立自尊」の精神で経営にあたる事が必要で、お上に頼るような姿勢を改めなければならないものと思います。依頼心はやめましょう…ですね。

日本電産社長の永守氏はこう仰っています。

「私が好きな言葉はたくさんありますが、その中でもやはり『情熱・熱意・執念』です。これが一番上にあって、次に来るのが『知的ハードワーキング』です。

知的に懸命に働くことの大事さはいつの時代も変わらない。そして『すぐやる！ 必ずやる！ 出来るまでやる！』の精神である」と。

努力していれば負けるわけがないというのは世界共通です。我々も初心に戻ってもう一度努力し、その努力する姿を従業員に、そして子供に見せなければなりませんね。

前田の《今人生を語る》第 241 回

めざめよ日本人 (163)

「哲学」と聞いて皆さんはどう思われますか？「役に立たない」「小難しい」「堅苦しい」と思っていないですか。

欧米のエリートにとって、哲学は必須です。その理由は、哲学の修得があらゆる学問のベースを作ると同時に、ビジネスをはじめ答えのない課題に立ち向かうスキル—すなわち 2500 年の歴史を持つ賢人たちの知恵と、それを実現する応用性の高い思考力—を身につけることができるからです。

さあ皆さん、これから少し勉強しましょう。